

第 1 1 号議案

東大和市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例

東大和市義務教育就学児医療費助成条例（平成19年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、平成31年10月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。